

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	藤井寺市野中一丁目240番3外 (一般国道170号野中跨道橋下)	交通 機関	近鉄南大阪線・長野線 古市駅 北西約1,600m	最低 占用料 (年額)	594,210円/年	占用 期間	5年
7								

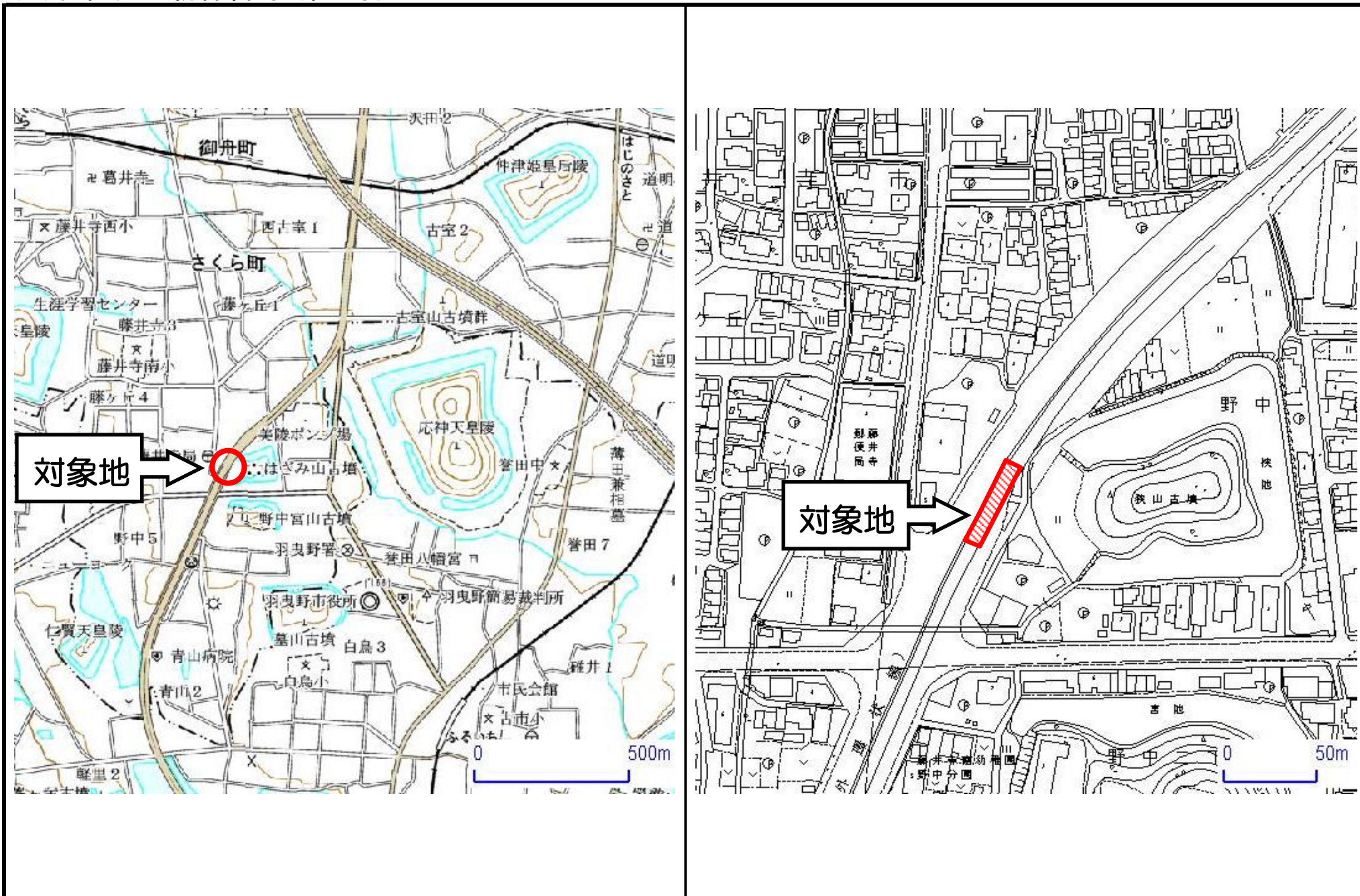
1. 土地の概要

面 積	占用許可対象面積 722 m ²			【特記事項】 1 平面駐車場(但し、自社用に限る)及び資材置場としての利用に限定します。 2 建築基準法上、建築物の設置はできません。なお、物置程度の物件であっても法的には建築物として扱われることがありますので、十分ご注意ください。 開発行為及び建築行為については、事前に大阪府及び藤井寺市と協議してください。 (お問い合わせ先) 開発行為: 藤井寺市都市整備部まちづくり推進課 電話 072-939-1111(代) 建築行為: 大阪府建築指導室審査指導課 確認・検査グループ 電話 06-6210-9724 3 土地利用に関する近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。 4 対象地周辺(橋脚・ネットフェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。(清掃・除草・伐木・投棄ゴミの処理等) 5 対象地内に存する橋脚にハトなどの野鳥が飛来していることが確認されています。従って、これらの糞が対象地内に落下することがありますので、予めご承知置き下さい。 6 上水道については、対象地東側国道の歩道内に藤井寺市が敷設している本管(φ150mm)が存在しますが、特記事項8(裏面参照)のとおり、近辺に下水道管がなく、排水が生じる利用ができませんので、上水道の引込は不可とします。 7 都市ガスについては、対象地近辺には管が存在しませんので、ガスの引込はできません。詳細につきましては、大阪ガス(株)に確認してください。 (お問い合わせ先) 大阪ガス(株) マップメンテセンター 電話 06-6202-2141 <p style="text-align: right;">次頁に続く</p>	
接面道路 の状況	西側:一般国道170号(北行側道)・幅員約8.0m・舗装有・高低差無 東側:一般国道170号(南行側道)・幅員約10.0m・舗装有・高低差無 南側:一般国道170号・幅員約10.0m・舗装有・高低差無 出入口は、西側のみ設けることができます。				
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内			
		用途地域	準住居地域		
		地域地区	—		
		建ぺい率	60%		容積率
その他 の 法令等	・道路法(一般国道170号区域内) ・文化財保護法(はざま山遺跡・はざま山古墳) ・建築基準法 ・消防法				
その他条件					
供給 処理 施設 の 状況	区 分	配管等の状況			照会先及び電話番号
	公営 水道	(本管)	(引込管)		藤井寺市水道局 072-939-1111(代)
		有(引込不可)	無		
	電 気	(配電線)	(引込線)	関西電力(株)大阪南支店羽曳野営業所 0800-777-8026	
		有(引込不可)	無		
都市 ガス	(本管)	(引込管)	大阪ガス(株) マップメンテセンター 06-6202-2141		
	無	無			
公共 下水道	(本管)	(引込管)	藤井寺市下水道課 072-939-1111(代)		
	無	無			

特記事項

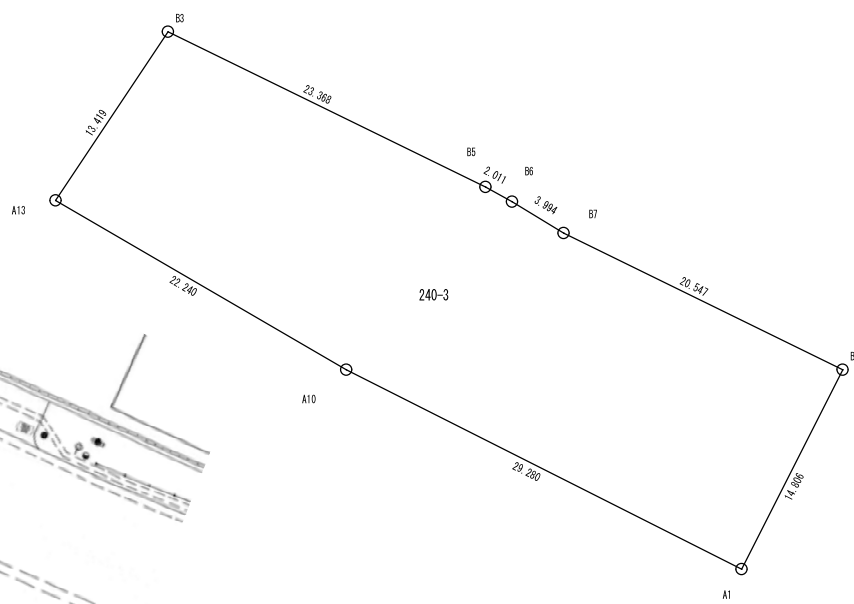
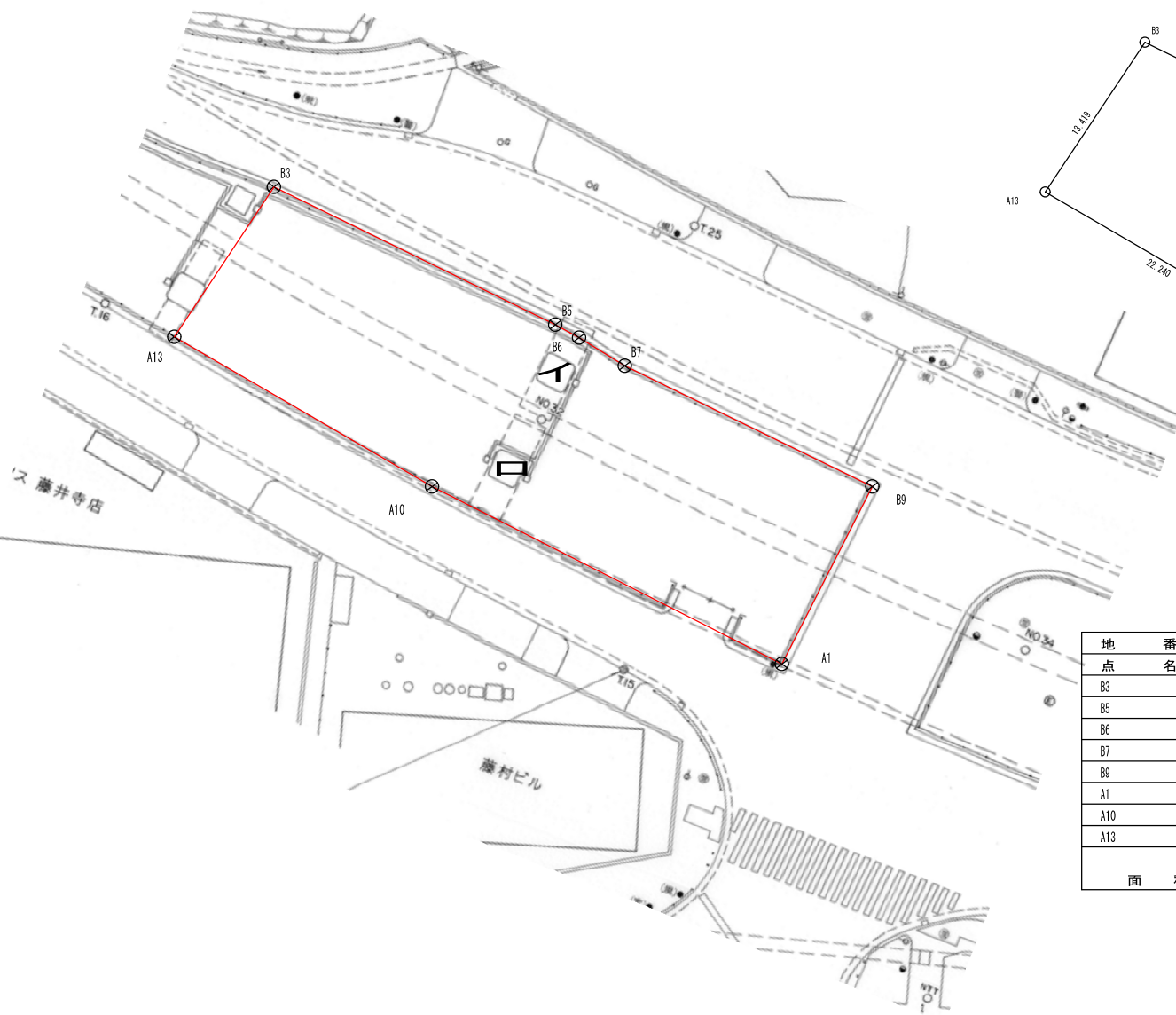
- 8 対象地近辺には公共下水道管がありませんので、排水が生じる利用はできません。
詳細につきましては、藤井寺市に確認してください。
(お問い合わせ先) 藤井寺市下水道課 電話 072-939-1111(代)
- 9 電気については現地の道路構造上、引込用の柱を建てることできない等の事情により、引込はできません。
(お問い合わせ先)
富田林土木事務所維持管理課管理グループ 電話 0721-25-1131(代)
- 10 現地は未舗装です。アスファルト舗装をされる場合、またネットフェンスや、その他の道路施設、施設又は工作物の設置・撤去・形状変更等をされる場合は、富田林土木事務所と協議のうえ、許可を受けて下さい。
対象地への車両の出入りについては、対象地南西側の既設門扉からのみ認めます。なお、出入口の拡幅・移設等の改築は認められません。
詳細につきましては、富田林土木事務所及び羽曳野警察署と協議のうえ、許可を受けて下さい。
なお、設置・撤去・形状変更等にかかる費用は全て占有者の負担になります。
(お問い合わせ先)
富田林土木事務所 維持管理課 管理グループ 電話 0721-25-1131(代)
大阪府羽曳野警察署交通課 電話 072-952-1234(代)
- 11 対象地の東に「はざみ山遺跡」と「はざみ山古墳」がありますので、対象地において掘削を伴う工事などを行なう場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届け出をする必要があります。詳細につきましては、藤井寺市に確認・協議して下さい。
(お問い合わせ先) 藤井寺市教育委員会文化財保護課 電話 072-939-1111(代)
- 12 橋梁及び高架下の点検等のため、道路管理者(大阪府)又は府から発注を受けた業者が対象地に立ち入ることがあります。
上記の者による橋梁及び高架下の工事・点検等で、現地にある占用物件が支障になる場合は、占有者で撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については占有者の負担となります。
また、対象地の上にある高架橋については、平成31年度に定期点検を実施する予定ですので、予めご承知置きください。(詳細な時期は、現時点では未定です)
(お問い合わせ先) 富田林土木事務所維持管理課計画補修グループ 電話 0721-25-1131(代)
- 13 対象地の出入口門扉付近に、大阪府警が所有する信号用ケーブルの管理用のハンドホールが存在します。信号用ケーブルの保守点検等のため、警察職員又は府警から発注を受けた業者が対象地に立ち入ることがありますので、その際はご協力をお願いします。
また、このハンドホールの蓋の付近には、普段から移動可能な物件以外は置かないようにお願いします。
- 14 対象地は現在、自社用駐車場等として占用されています。
現使用期間は最長で平成27年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は平成27年4月1日からとなります。
既存の占用物件のうち、国道の橋脚防護用のバリカーについては、平成27年3月末までに撤去することを条件としておりますが、今回の占用に際しては同等品以上のバリカーが必要となりますので、現存するバリカーの使用を希望される場合は、応募申し込み前に当該施設の所有者へ問合せの上、有償譲受等について協議してください。
なお、当該施設所有者との協議については、大阪府は一切関与いたしません。

(1)位置図 (物件番号:第7号)



(2) 平面図 (物件番号 : 第7号)

藤井寺市野中一丁目240番3外



地番	240-3			
点名	X座標	Y座標	Yn*(Xn+1-Xn-1)	距離
B3	1041.326	968.595	868.829715	23.368
B5	1031.051	989.583	-11122.912920	2.011
B6	1030.086	991.348	-3029.559488	3.994
B7	1027.995	994.752	-11058.657984	20.547
B9	1018.969	1013.212	-22526.742396	14.806
A1	1005.762	1006.518	1.006518	29.280
A10	1018.970	980.385	23913.550920	22.240
A13	1030.154	961.161	21487.715316	13.419
面積	733.3851595		倍面積 地積	1466.770319 733.38 m ²

$$\text{イ} + \text{ロ} = 2.4 \times 2.4 \times 2 = 11.52\text{m}^2$$

$$733.38 - 11.52 = 721.86\text{m}^2$$

図面名	用地平面図
作成年月日	平成26年6月2日
事業者名	大阪府